



- (1) 事前に「耐震診断」を実施済みで、評価点が1.0未満である住宅が対象となること。
- (2) 各書類を提出する際は、添付書類のもれに注意すること。
- (3) 補助金の性質上、3月上旬までに請求書の提出ができない場合は、事前に市と協議を行うこと。場合によっては、交付申請をお断りすることもある。